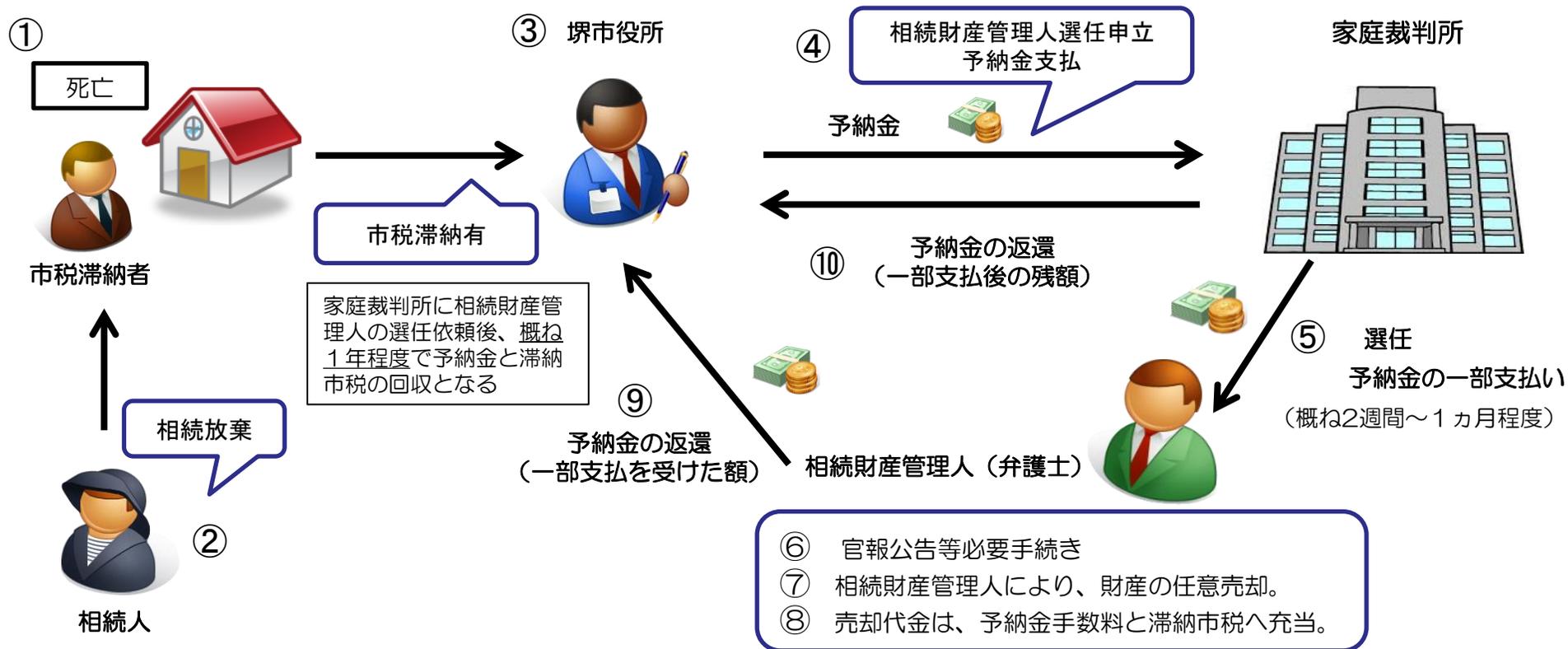


市税徴収事務（相続放棄した財産売却のための裁判所への予納金）

予納金のフロー図



この事業を行う効果

本事業は、納税義務者が死亡した際に滞納市税を徴収するために、相続財産管理人を選任することを目的とする。相続財産管理人が不動産（家・土地）を売却することで、滞納市税を徴収するだけでなく、問題のある空き家の除却・再生と、これから課税される固定資産税の収入確保につなげることも可能となる。

近年の発生件数と次年度予測

H25年度 3件（実績は2件）
※うち1件は預金判明により不要
H26年度 1件（実績は0件）
※うち1件は預金判明により不要
H27年度10月の状況 3件申立済。
今年度中にあと2～3件の申立を予定している。
H28年度は 3件の予定

他の自治体の動向

東京都、仙台市、千葉市、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市、福岡市が相続財産管理人の選任申立を行っている。